

# 尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

——いわゆる明山入会林明治官有林化問題の一考察——

大崎 晃

## 一 問題の所在

## 二 年貢木制の性格

(一) 年貢(御役)木と明山

(二) 年貢木と下用(扶持)米

## 三 切(替)畑と明山

## 四 御免(白)木と明山

(一) 御免木と切替金

(二) 木曾毛付馬と毛付代米

## 五 結語——用益権入会慣行と地租改正——

## 一 問題の所在

近代社会においては、社会の秩序を維持するために成文化された法律がある。しかし前近代社会にあつては法律が不完全であつたり、法律が存在しない場合は慣行がこれに代わつた。そうなるを為政者＝政権の施策と住

民の認識との間に齟齬が生じ対立する場合もあり、その結果屢々力の強い方すなわち為政者側が主張を通してしまふ。さらに政変等による政権＝為政者の交替にともない、法律変更に際し為政者側が住民との協議を欠いたり、内容の周知をはかる努力を怠れば、両者間の齟齬は誤解から不信に及んでしまふ。これを防ぐために慣行は法律で保障される必要があるが、その法律自体も歴史の影響を受けるのが現実である。

本邦の農地山林に対する所属・所有や利用・用益に関する全国的な基本法律は古代の律令制以後、近代迄存在しなかつたという歴史家も居る程あまいで、その多くが地方的部分的なものであつた。ところで明治の変革において近代化を目ざした新政府が進めた地租改正政策は、近世になつた平民の田畑私有权を承認して地券を交付し、地券所有者から金納地租を徴収する仕組を財政改革の一環に組みこみ、同時に奉還された旧天領・藩領版図内の「御山(御林)・明山」を官林(国有林)として官行営林を実施し、旧来の明山から平民の入山・用益権を取り上げた。

この事例の一つが、日本の代表的林業地域木曾山で明治初年時に発生し

た事件だったことは周知だが、その因由はどこにあったのか。地租改正のため山地官民有区分を急いだ新政府の法理適用の拙速とか、明山用益權入会慣行と民有地化法解釈の誤解とか諸説あるが、本稿は用益実態の分析を通じてその手掛りを探す試みである。

## 二 年貢木制の性格

### (一) 年貢(御役)木と明山

山国で耕地面積が少ない木曾山地方における享保検地以前の年貢制は、「往古木曾谷宿村御年貢之義者、田畑共反則之訳無之、誰者田何枚持御年貢米何程、畑何枚持大豆又者小豆蕎麥稗何程、土井何丁と定り居、毎年田畑御年貢穀を御蔵江納置、桧土井木を明山へ伐出福嶋江持届候而、右扶持米として土井壹駄ニ付九升宛被下候、尤右扶持米者御蔵ニ預り申候米を以被下」<sup>(1)</sup>た。

### 木曾谷中御年貢高<sup>(2)</sup>

一米千六百八拾式石五斗五升

但木曾谷者無高之場所ニ而尾張大納言殿御高之外也

一桧樽式拾六万八千五百五拾八挺

但長五尺式寸 三方三寸 腹式寸五歩

一土居四千三百五拾式駄

但長三尺三寸 三方九寸 腹四寸

右樽并土居之義者御年貢木とも又御役木とも申也、享保八卯年迄木

ニ而相納、下用米頂戴致来り候、此下用米ト申者豫而分納候御年貢米

を云也

しかしこの年貢高設定には、「無高之場所」とか「尾張殿御高之外」、あるいは「御役木」とあるように、田畑の物成高ではなく夫役高が規準になつたと推定される。次に王瀧村の場合をみよう。

享保九辰年御領主尾張大納言殿御内諸役之衆、木曾谷中田畑屋敷地御

検地御改以前之諸役人高之事<sup>(3)</sup>

一本役人高七拾四人四ヶ一 王瀧村中

一御用向ニ付諸大名其外諸家方往還御通行之節人馬勤方之義者、木曾

谷御支配福嶋山村甚兵衛殿地方御役所分前領役高ニ応し、人馬御割

付被申付候(中略)

一御年貢土井千式百駄

王瀧村中ニ而毎年可納分、役高七拾四人式歩五厘、壹役ニ付拾六駄

七歩宛上納之筈、但此槽四千八百挺 土居長三尺三寸 三方九寸 腹

四寸 樽長五尺式寸 三方三寸 腹式寸五歩(後略)

〔表1〕に、木曾谷各村へ割付られた年貢木(御役木)高を示す。

次に御役木の仕出状況を王瀧村の場合からみよう。

午年御役木わり付寛<sup>(4)</sup>

野口村中

(中略)

メ式百三拾七駄式束

内 百七拾八駄三束

五拾八駄三束

上条村中

(中略)

本役木

割符(瓦小物)

〔表1〕木曾山村々年貢納高

村名	慶長七年御成箇郷帳高 <sup>a)</sup>				享保九年御年貢米納高 <sup>c)</sup>	享保以前の 下用米 推定高 <sup>c)</sup>
	納米	役樽	買樽 <sup>b)</sup>	土居		
	石	挺	挺	駄	石	石
湯舟沢	30.000				59.328	
馬籠	40.000				52.965	
山口	91.728				185.409	
田立	81.048	4,000	4,000		124.751	27.000
妻籠	22.890	4,000			57.959	12.000
蘭			4,000		48.760	15.000
三留野	58.021				74.890	
柿其					22.448	
野尻	85.124	5,000		480	106.306	58.200
与川					38.134	
殿	107.324			960	119.694	86.400
須原	47.813				50.475	
長野	82.270			840	141.226	75.600
荻原	31.649	10,500	10,500		70.359	70.875
上松	124.160			960	157.508	86.400
三尾	39.499	10,500	10,500		53.446	70.875
黒沢	44.108	32,500	7,500		75.516	125.625
岩郷	28.683	19,000	11,000		65.827	98.250
福島	89.806				116.661	
王瀧	48.415			1,112	74.270	100.080
末川	46.207	} 35,000	} 25,000		47.430	} 198.750
西野						
黒川	30.257	3,500	3,500		60.526	23.625
上田	33.324	3,000	3,000		80.966	20.250
原野	50.305	3,500	3,500		83.989	23.625
宮越	49.106	3,500	3,500		98.823	23.625
菅	21.875	3,000	3,000		43.969	20.250
藪原	45.766	6,000	6,000		85.886	40.500
荻曾	34.227	4,000	3,000		63.053	23.250
奈川	6.900	5,000	12,000		71.230	60.000
奈良井	150.000				55.701	
贄川	150.000				50.366	
計	1,682.506	152,000	110,000	4,352	2,483.191	1,260.280

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

ノ三百三拾壹駄三束  
内 式百四拾七駄三束  
八拾四駄  
二子持村中  
(中略)

本役木  
割符

ノ式百拾七駄式束  
内 百六拾式駄式束  
五拾五駄  
崩越村中  
(中略)

本役木  
割符

出所史料 a) 「慶長七年壬寅 木曾御成箇郷帳」(徳川林政史研究所所蔵)  
b) 「木曾根元集 大目付役所」(同上)  
c) 「享保九年甲辰自正月至十二月 留帳抜粹」(同上)

メ百九拾五駄三束	本役木
内 百四拾六駄壹束	
四拾九駄貳束	割符
淀地村中	
(中略)	
メ百八駄三束	本役木
内 八拾壹駄貳束	
貳拾七駄貳束	割符
諸村々中	
(中略)	
メ貳百四拾壹駄	本役木
内 百七拾八駄三束	
六拾二駄壹束	割符
三沢村中	
(中略)	
メ貳百六拾壹駄	本役木
内 百九拾五駄	
六拾六駄	割符
瀧越村中	
(中略)	
メ貳拾貳駄	本役木
内 拾四駄貳束	
七駄貳束	割符
(本役木割符メ千六百拾六駄壹束)	

近世の年貢賦課の方法は、役所から各村へ割付られた年貢高を村方において各納入者ごとに納高を割当てたが、農業ではその基準を収穫高に依拠した。そして原則は検地による面積と生産性を格付けた耕地から抽出した収穫量、いわゆる石高制を採用した。しかしこれに比べると物成制ではなく夫役制から始まった年貢木(役木)制は、賦課高算出の基準があいまいである。王瀧村の場合役所から王瀧村中宛で役木一、六一六駄が割付けられると、まず村内八カ所の枝村あるいは郷村(史料の野口村中や上条村中等)単位にこれを割付けた。しかし山林には耕地のような貢租納入の基準となる指標が存在しなかった。そこで郷村住民の人口比による割付法がとられ、野口村中等四カ村に対し一、六〇〇駄余の一割にあたる一六〇駄に一割の増減を付け、他の人口の多い上条村中と三沢村中には割増しを、反対に人口の少ない淀地村中と滝越村中からは割引いて、全体の調整を計った。こうして郷村村中への割付けがきまると、次は郷村民納入者への割当てになるが、この史料からはこの先を追跡できないので、岩郷村の場合からみていこう。

貞享三年 岩郷村中御役木高控帳之覚<sup>⑤</sup>

覚	
一千六百三拾貳挺	兎野村
内 田尻村	
四百八挺	田尻 彦左衛門 判
四百八挺	同所 彦兵衛 判
四百八挺	兎野 次郎吉 判
四百四挺	同所 小兵衛 判
四百四挺	同所 彦作 判

一千六百三拾式挺 田尻村川縁分

内

四百八挺	同所	彦右衛門	判
式百四挺	同所	彦七	判
式百四挺	同所	久藏	判
式百四挺	同所	長兵衛	判
式百四挺	同所	助十郎	判
式百四挺	同所	八太郎	判
式百四挺	同所	太兵衛	判
式百四挺	同所	源七	判
一千六百三拾式挺	橋つめ村分		

内

式百四挺	同所	藤七	判
式百四挺	庄沢	藤九郎	判
式百四挺	橋詰	仁兵衛	判
式百四挺	同所	源七	判
式百四挺	同所	茂右衛門	
式百四挺	同所	小十郎	
式百四挺	同所	吉兵衛	
式百四挺	同所	与兵衛	

(中略)

(右の他、村中二〇カ郷ともに)

式万八千五百六拾六挺  
 右七千四百四拾壹駄式束

貞享三年寅八月

庄屋 八太郎  
 同 彦 作

本史料中の年貢高単位は、四挺で壹束である。王瀧村同様に岩郷村への割付高を村内の郷村二〇カ村へ割付けているが、その賦課高は一ニカ村が一、六三二挺宛、五カ村はそれより六%以内の割引がなされ、二カ村が三拾%減額されている。これは自然村をそのまま対象に割付けたのではなく、新たに一、六三二挺単位の貢納集団を編成し、その際生じた若干の端数を調整したのだった。史料中の児野村と田尻村とは一つの合同体に編成されたが、村民は二つの村(郷)中に分かれている。さらに年貢(役)木上納高は、児野村・田尻村中では四〇八挺とその半分二〇四挺、田尻村川縁分ではそのまた半分の一〇二挺も存在し、橋つめ村中にいたっては全員二〇四挺という状態である。近世の村落社会内部は格差社会だったという固定概念への聊かの啓示たりうるだろうか。これにはまた生産労働の独立性がある程度高い農業に対して、林業労働の協業性が大きいこととの関係もあろうかと思われ、耕作労働と伐運労働の差から発するものだろう。次はいよいよ山林の問題に移ろう。

年貢(役)木の伐出地は「木曾谷之儀往古者御菓山之外惣明山ニ而、御年貢樽木式拾六万八千五百五拾八挺、土居木四千三百五拾式駄上納仕(中略)、惣明山何方ニ而も勝手次第伐出、切畑等も為致候様、本多佐渡守大久保<sup>(老中正徳)</sup>十兵衛公被申聞百姓渡世営来候」とされた。<sup>(代官長安)</sup>

では「明山」とは何か。例えば「官林二三種アリ、菓山ト云ヒ(四十九所)留山ト云ヒ(二十一所)明山ト云フ、又民林二三種アリ、一ニ古山ト云ヒ(四百二十三所)木曾氏遺臣ノ所有ニシテ一名五貫文山或ハ三貫文山ト称シ、二ニ享保度林ト云ヒ(六百十一所)、三ニ新立林ト云フ(三千八百三十七所)是

レ享保以後人民所有ノ地ニ植エシ所ナリ」との記事によれば、官林の内巢山・留山以外の地を指すことになる。さらに「全体木曾之儀百姓控之山林無之儀ニ候へハ、其村々明山之内を其所之百姓控之様ニ申致し候物と相見へ候間、百姓共江も右之訳能々被申聞山林控と申儀相止メさせ、只今迄百姓控之山林其村々江御預ケ之間、無断木一切伐取不申様ニ可被相心得候」との一札もあり、百姓控林と呼ばれている山林は其所百姓の慣習に付今後は改め、無断伐出を禁ずると念を押している。結局明山の実態は入会地とみなすのが妥当だが、領民にとっては山林への入会権はあったが所有権には問題を残していることは、收穫物たる「本租」御役木は、当然その数量や処分(販売)の自由を有しなかつたことに通じる。

明治十四年  
木曾山林字限旧慣取調書<sup>(9)</sup>

吾妻村 (旧妻籠村)  
旧蘭村)

現今官林ノ内

一字賤母山

右ハ従前明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ書類ハ無之ト雖モ  
五種ノ停止木ヲ除クノ外、一切人民自由ニ伐木採薪或ハ炭焼放馬等  
ヲ為シ来レル形跡実地ニ有之候

一字男埴山

右ハ従前ノ明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ五種ノ停止木ヲ  
除クノ外人民自由ニ進退ノ場所ニテ、伐木採薪等ハ賤母山ニ同シ

一字トシカメ山

右ハ従前ノ明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ伐木採薪炭焼放  
馬等ハ人民各自、自由ニ為シ来ル形跡実地ニ有之候

一字小マイ沢山

右従前ノ明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ伐木採薪炭焼放馬  
等ハ人民各自、自由ニ為シ来ル形跡実地ニ有之候

一字大マイ沢山

右ハ従前ノ明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ伐木採薪炭焼放  
馬等ハ人民各自、自由ニ為シ来ル形跡実地ニ有之候

(中略)

一字大明神

右ハ従前ノ明山ニシテ実地ニ就テ見レハ、伐木採薪或ハ炭焼放馬等  
ハ人民自由ニ為シ来レル形跡有之候

一字水上山

右ハ従前ノ明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ伐木採薪炭焼放  
馬等ハ人民各自、自由ニ為シ来ル形跡実地ニ有之候

一字千沢山

右ハ従前ノ明山ニシテ一村入会ノ場所タリ、而シテ伐木採薪炭焼放  
馬等ハ人民各自、自由ニ為シ来ル形跡実地ニ有之候

(中略)

右之通相違無之候也

明治十四年八月

西筑摩郡吾妻村惣代

木原茂八郎 印

同

松井与 六 印

これは明治になってからの村方の書上である。近世において明山は「一村入会の場所」で「人民各自、自由ニ為シ来ル」場所と銜ていなく証言している。しかし頭書の「現今官林ノ内」が問題である。この矛盾点こそ本稿の課題であり、後の章で再論することになる。

(二) 年貢米と下用(扶持)米

近世木曾山の年貢米は、王瀧村の場合年貢米として土居<sup>(主)</sup>を納入すると、見返りに土居<sup>(主)</sup>がたり九升の米(下用米という)が支給された(表一)。

土井并下用米之事<sup>(10)</sup>

一 土井木<sup>(主)</sup>者<sup>(主)</sup>四束付之四束者三拾丁也

一出役人<sup>(主)</sup>者<sup>(主)</sup>二付土井木拾六駄七步宛毎年納ル筈

一扶持米者<sup>(主)</sup>二付九升、<sup>(主)</sup>二付御年貢米者三合宛、御買米者<sup>(主)</sup>二

付四合宛、御年貢御蔵入もの<sup>(主)</sup>而被下候、是を下用米と云也、毎年

春夏兩度二下用被下候、下用米自村蔵ニ置米いたし村者不足之村へ

相廻し、又不足之村者他村蔵<sup>(主)</sup>請取来候、又御年貢米も他村分不足

之節者外村ニ而引請候事も有之候也

覚<sup>(11)</sup>

一米百八石 享保八卯年

王瀧村御年貢米土居千式百駄代米

但<sup>(主)</sup>者<sup>(主)</sup>二付九升宛

内

六拾式石式斗六升九合三勺

春下用

内

八石四斗壹升六合六勺六才

上田村原野村両御蔵<sup>(主)</sup>請取

六石七斗五升

福嶋御蔵<sup>(主)</sup>請取

式石八斗四升九勺

同所御蔵<sup>(主)</sup>請取

五斗四升九合式勺四才

王瀧村御蔵<sup>(主)</sup>請取

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

四拾三石七斗壹升式合五勺

福嶋御蔵<sup>(主)</sup>請取

三拾壹石九斗式升八合五勺三才

夏下用

福嶋御蔵<sup>(主)</sup>請取

惣九拾四石壹斗九升七合八勺三才

残而拾三石八斗式合壹勺七才

内

拾壹石 毛付(馬)代米

(後略)

ここで重要なのは、年貢米・年貢米(御役米)・下用米それぞれの性格と相互関係である。木曾山の年貢米は余剰生産の一定比率を賦課徴収したものとより、先述註(3)によると街道往還勤方等に要する経費の内、特に扶持米捻出の性格が強い。したがって徴収した年貢米を地元の御蔵に一時的に保管し、そこから今度は下用米として上納者に支給された。一説には下用米の目的は、不足する年貢米や領民の夫食補填にあつたとする見解もあるが、さきの「諸役人高之事(3)」中の「覚」の一節「米百八石 王瀧村御年貢米土居千式百駄代米 但<sup>(主)</sup>者<sup>(主)</sup>二付九升宛」が示しているところは、「本租」年貢米を支える伐出手当、すなわち山方柚方・川狩衆中への扶持米支給だったと判断される。それでは下用米の内容について、年貢米(下用米)の支出先をみよう。

卯之年王瀧村御年貢納并拂方御勘定帳<sup>(12)</sup>

卯之王瀧村御年貢定納覚

(中略)

右 拂

卯十一月廿七日  
一米四斗

古畑助三郎殿手形

御年貢木御川狩小仲扶持米ニ相渡ス  
卯十二月八日  
一米五斗式升五合

桑原竹右衛門殿手形

御年貢木御川狩小仲扶持米ニ相渡ス  
卯十二月十二日  
一米五斗六升五合

桑原竹右衛門殿手形

御年貢木御川狩小仲扶持米ニ相渡ス

卯十二月  
一米九石九升九勺

小野惣右衛門殿  
川越小右衛門殿手形  
川口藤助殿

是者大豆納拾貳石ニ御注文御山方へ相渡ス  
卯十二月十三日

一米貳拾壹石九斗九升九合九勺八才

青木治右衛門殿手形

是者大豆納四斗四升入六拾六俵ニ而福嶋御蔵へ相渡ス

(王瀧村中へ下用ニ被下)

卯十二月  
一米八石貳斗三升八合六勺三才

赤城文蔵殿手形  
増田林内殿

是者米納四斗四升入拾六俵ト式斗壹升去卯年御自分御山方エ相渡ス

一米壹石

是者大豆納四斗四升入三俵御代官へ直ニ相渡ス

一米五斗四升九合式勺四才

是者稗納壹石四斗五升原畑御奉行へ相渡ス

一米拾石貳斗三升六合九勺四才

赤城文蔵殿手形  
増田林内殿

是者米納貳斗九升入三拾壹俵ト式斗四升五合御自分御山方へ相渡ス

一米六斗八升九合壹勺貳才

(松原彦八)

是者拙者へ被下候分

(以下略)

メ五拾八石三斗壹升貳合

右是ハ卯之年分王瀧村御年貢納拂方御勘定仕上ケ如此ニ御座候以上  
享保九年辰十月  
王瀧村庄屋  
松原彦八

小野惣左衛門殿

なお年貢上納の節「雜穀替米之覚」<sup>(13)</sup>によると、「米壹升ニ(代り)大豆壹升五合替(中略)右之通被仰出候由(享保九辰年)」であった。王瀧村の下用米支給先を示した(表2)によると、もとも多かつた支給先は山方(林業)と川狩(筏乗)関係者への扶持米で六割になる。次いで王瀧村中へ支給された代納大豆雜穀の三割になる。下用米制度は林業の助成奨励策だったが、実態は年貢木土居仕出関係者への扶持米支給の側面が強かった。木曾におけるこの時代の土居生産は、領民の生業としての林業というよりも、御役木と呼ばれるように尾張藩専売特許品の趣であった。産地の山林は百姓控地ではなく「明山」であり、そこからの産物は御役木(年貢木)の枠内におかれた。さらに伐運手間代たる下用米⇨扶持米の投入が加わって御役木土居の藩営生産体制が加速されていった。この時代の土居は領民の物成年貢ではなく、藩による数ある傾斜産業の一環の趣をなしていたとみるのが正鵠だろう。

### 三 切(替)畑と明山

木曾山地方山林利用二番目の問題は、田畑面積の少ないこの地域で普及した切(替)畑がある。芝山を一時切起して大豆や稗・粟・蕎麦等雜穀類を周期的に輪作する焼畑農業である。開始にあたっては「一切畑之義當時迄切畑致候場所御免被遊、新規之場所堅停止、往昔切畑ニ而在之由申立候共



〔表2〕木曾王瀧村下用米拂先別拂高

年度	年貢納高	下用米支拂 総高	山方・川狩 扶持下用米	年貢代納 大豆・雜穀 蔵入高
	石 升	石 升	石 升	石 升
寛文2	55.19.3	58.77.9	10.44.	27.30.
3	55.19.3	54.27.9	6.35.8	29.05.
4	53.48.6	56.97.2	14.60.5	30.45.
天和3	76.55.	74.43.3	14.50.	50.21.6
貞享1	57.72.	22.68.5	10.61.5	
2	53.48.6	56.60.7	24.15.1	24.26.6
3	53.48.6	52.91.4	14.07.9	25.55.8
4	53.48.6	53.62.9	28.00.5	13.13.2
元禄1	53.48.6	91.75.2	29.55.2	14.95.2
宝栄1	53.48.6	58.57.2	37.96.2	15.81.6
2	53.48.6	55.70.1	38.42.8	13.70.2
3	53.48.6	59.63.8	38.23.8	16.67.1
4	53.48.6	55.68.3	33.81.9	16.24.
5	53.48.6	55.56.8	27.37.8	25.55.6
6	53.48.6	58.00.9	15.82.4	39.46.7
7	53.48.6	57.13.1	34.89.8	18.28.6
正徳2	53.48.6	54.44.	13.28.1	38.69.4
3	53.48.6	57.25.3	16.35.7	38.91.9
4	53.48.6	56.42.6	35.02.5	18.46.9
5	53.48.6	57.60.6	36.84.7	18.56.
享保1	53.48.6	57.65.6	33.59.1	18.50.
2	53.48.6	55.90.6	33.14.4	18.42.2
3	53.48.6	55.64.5	32.75.2	18.40.9
4	53.48.6	53.86.8	31.73.8	20.33.3
5	53.48.6	53.87.5	27.97.1	23.99.9
6	58.34.8	58.61.	35.65.7	16.66.6
7	58.30.7	60.23.2	37.26.1	20.66.6
8	58.30.7	58.31.	30.65.4	22.99.9

出所史料「各年次王瀧村御年貢勘定帳」(徳川林政史研究所蔵)

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

木立之所者、新規之通心得堅相慎候様とも被仰出候、尤向後切畑致候者其場所前度ニ断申達上松奉行役所分見分せしめ、当時まで致来場所ニ者御吟味之上切畑致させ候筈ニ候」とか、「切畑申候節も風無之日を見合、庄屋組頭村中不残人数召連罷出、焼留り不申内者其場所ニ罷在、外へ火移不申候様可仕候事」と、新規の場所の切起は認めず、従来の切畑を休耕後に再開した場合は許可された。

このように切畑を厳しい管理下においてた理由は「切畑之義再三願之趣吟味之訳者、木曾之義段々尽山ニ罷成候所、谷中百姓共不相慎猥ニ罷成御停止之立木切捨、又者新規之切畑をも心俣ニ致来、小ひそ木も焼捨利慾高ニ相心得、切畑無際限罷成候故、段々生立之木積をも仮令尽山ニ罷成候と相

見へ、其外御為ニ不成義も有之候」と、山林の荒廢を憂えたからである。しかし切畑の抑制は木曾谷の食糧問題を一層追い込みかねない。そこで享保一四年には「切畑の義新規場所者勿論先規分仕来り場所ニ而も、木立有之所者不相成旨被仰出候処、百姓共難洪不立行候付、享保十四酉年切畑之儀差支無之処者御免之旨被仰出、同年分先規之通御免之旨御定被仰出候」と、差支りのない場所には許可する現実的な対応をとることになった。

それでは切畑地切起しの申請人は誰か。小規模の場合は個人もあるが、大規模な場合は共同申請を意味する「村中」が申請し、その場合名儀として村名を使用した。王瀧村の場合には、村内の字にあたる枝村あるいは郷村が八カ村あつて、通称諸村・三沢村・上条村等と呼ばれ、庄屋は上条の

松原彦右衛門だった。次に切起申請人がわかる史料を示す。

王瀧村切畑御免場所書抜帳<sup>(17)</sup>

延享五辰年之分 但御免有無を記す

場所	縦横長サ	申請結果	切替前地目	申請者名
一 樽 沢	三丁八丁	御免	相分不申	諸村 三沢村
一 せとの森	壹丁半	御免	相分不申	右両村
一 樽沢渡	三丁	御免	当時切畑	淀地村
一 大股入	半丁	御免	当時畑三而作	畑元 伝七
一 大原	八丁	御免	草山	上条村
一 二子持	四丁	御免無	相分不申	二子持村
一 子ノ嶋	三丁	御免無	草山	二子持村
一 春山	廿八丁	御免	草山	畑元 彦右衛門
一 九蔵洞	壹丁	御免	相分不申	上条村
一 やく引	三丁半	不相分	柴山	吉蔵 藤七
一 赤沢	壹丁半	不相分	木立	彦左
一 三沢	壹丁半	不相分	相分不申	弥吉
一 風原	四丁	不相分	松類立	瀧越村
一 瀧越	三丁	不相分	相分不申	瀧越村
一 白川渡	壹丁半	不相分	木立	瀧越村
一 向入	三丁	不相分	木立	瀧越村
一 からかけ	三丁	不相分	柴山	畑元 忠右衛門
一 小谷渡	三丁半	不相分	草山	野口村
一 鈴沢入	六丁	不相分	相分不申	上条村

史料の申請者名の畑元は、共同申請代表者の意である。申請者名に枝村

(王瀧村内の字・郷である村名すなわち村中が多いのは、切畑用地に入会地が多く充てられたからであり、また切起以前の場所の地目は、草山・柴山・木立(樹林)等通称芝山と呼ばれる入会地で、前章でふれた年貢木伐採地の明山に該当する所であり、この点は後にまたふれる。

切畑は木草地と畑地が数年間隔で切替わる畑の意で、切畑面積等の数量的把握は容易でない。切畑は種下し後は施肥を省くので地方の消耗が早く、連作期間が短い。では切畑連作一期分の期間は如何程か次の史料からみよう。

享保八卯年 王瀧村切畑穀物覚帳 <sup>(18)</sup>		
一切畑貳枚 内 壹枚溝口沢	去寅年上り 粟三俵(鈴ヶ沢)蕎麦三俵(溝口沢)	上条村 惣吉
一切畑貳枚 内 壹枚鈴ヶ沢	去寅年上り 粟三俵(鈴ヶ沢)蕎麦三俵(溝口沢)	
大豆壹俵(溝口沢)		
当卯年上り 稗式俵(溝口沢)蕎麦三俵(溝口沢)		
右之畑貳年も作り可申候		
鈴ヶ沢畑之残少秋切ニ仕御座申候		
一切畑貳枚 内 壹枚溝口沢	去寅年上り 稗四俵(大原)蕎麦三俵(溝口沢)	上条村 権助
一切畑貳枚 内 壹枚大原		
去寅年上り 稗四俵(大原)蕎麦三俵(溝口沢)		
当卯年上り 蕎麦壹俵(大原)大豆壹俵(溝口沢)		
小豆壹俵(溝口沢)		
右之畑壹枚貳年も作り可申候		
大原壹枚ハ来年捨申候		
一切畑壹枚 鈴ヶ沢	当卯年上り 粟三俵	上条村 佐吉

右之畑三四年も作り可申候

一切畑式枚 溝口沢

上条村 与七

去寅年上り 稗拾俵

当卯年上り 粟三俵 大豆二俵

右之畑壹貳年も作り可申候

来年切かへ大股沢ニ心かけ置申候

(後略)

この史料は、享保七寅・八卯年の二年間切畑を作付けた一九〇戸の例を記録する。各戸注記の連作期間は、「来年捨申」「秋切三仕」「来年切替」等今年で打切りが三九戸、「来年も作り可」「壹貳年も作り可」等少くとも二年以上が一四〇戸、「貳三年も作り可」「三四年も作り可」等が一〇戸、「四五年も作り可」が一戸だった。この結果一戸だけの五年を例外とし、一方全戸が二年以上連作してるので、結局切畑一期の連作期間は二年以上四年以内と要約される。

また切畑を地力消耗のため休作して芝山に戻した後、再び切畑に切替るまでの休作期間はどれ程だったのか、次の史料からみよう。

寛保貳戌年切返切畑願場所書上帳<sup>19)</sup>

場所	縦横長サ	去切畑耕作之時期
一樽沢	立三丁 横八丁	四拾年以前切申候
一せとの森	壹丁	右同断
一樽沢渡	壹丁半	三拾年以前二切申候
一大股入	半丁	右同断
一大原	廿丁	拾九年切申候
一二子持	三丁	廿年以前二切申候

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

一子ノ嶋 三丁

右同断

一春山 廿八丁

拾九年以前二切申候

一鈴沢入 貳丁

廿六年以前切申

一やく引 三丁半

拾五年以前切申候

一赤沢入 壹丁半

廿年以前切申候

一三沢 貳丁半

拾三年以前切申候

一風原 四丁

四拾五年以前切申候

一瀧越 五丁

廿年以前切申候

一同所向川渡 壹丁半

廿年以前切申候

一同所同入 三丁

同断

一からかけ 三丁半

三拾七年以前切申候

(後略)

本寛保二年史料記録の平均休作期間は二五年であり、また同史料の後続頁から算出した宝暦期は三七年、文化期は六七年だった。かくして一八世紀末曾地方の切畑は、作付期間凡そ三年に対しその後三〇年の休作期間を設けた。これは種下し仕付地に対し一八世紀には十倍の、一九世紀には二〇倍の御免場所(認可地)を待機地として擁していることが、切替畑循環系には必要なことを意味する。そしてこの場所も年貢木伐採地と同じく明山だった。

明治十四年 木曾山林字限旧慣取調書<sup>20)</sup>

長野村	現今官林之内
一字猿沢ヨリ字大倉迄	右ハ従前ノ明山ニシテ五種ノ停止木ヲ除クノ外一切村民自由ノ場ニ

シテ、雑木ノ類ハ悉皆伐木シ、或ハ放馬切畑焼畑等ヲ人民適宜ニ為シ来レル形跡有之候

(後略)

田立村

現今官林之内

一字粟畑入

右ハ従前明山ニシテ五種ノ停止木ヲ除クノ外村民一同自由入会シ、伐木採薪切畑焼畑等ヲ為シ来レル場所ニシテ、其形跡実地ニ現存ス

(後略)

荻原村

現今官林之内

一字ヒツタリ沢

右ハ従前明山ニシテ五木ノ停止木ヲ除クノ外伐木採薪等人民自由ノ場所、且前記ノ者開墾シタル切畑ノ形跡実地ニ有之、衆人ノ知ル処ナリ

(後略)

贅川村

現今官林ノ内

一字大岨

右ハ従前明山ニシテ書類ハ無之ト雖モ実地ニ就テ見レハ、五種ノ停止木ヲ除クノ外ハ伐木採薪切畑等人民自由ニ為シ来レル形跡有之、且其習慣ハ隣村公衆ノ熟知シタル場所ニ有之候

(後略)

奈良井村

現今官林之内

一字獅子沢

右ハ従前明山ニシテ五種ノ停止木ヲ除クノ外ハ人民自由進退ノ場所、即村民之内杣木挽ヲ以テ活計ヲナス者本村産業櫛木剥木、或ハ屋根板家作木仕出ス為小屋造リ常ニ此所ニ在テ業ヲ営ム、先般官民有区別ノ際無謂官林ニ編入セラレ人民不入ノ地トナリタレ共、其小屋ノ形跡有之、此内獅子沢平ト言所ハ従前切畑ヲ作りタル場所ニシテ、其形実地ニ存シテ明瞭ニ有之候

(後略)

日義村

現今官林之内

一字水沢

右ハ従前ノ明山ニシテ五種ノ停止木ヲ除クノ外ハ人民自由進退ノ場所ニシテ、則村民ノ内杣木挽ヲ以テ活計ヲトルモノ、屋根板或ハ小白木ヲ仕出スカ為ニ小屋ヲ造リ年内此所ニ在テ業ヲ営ム、官民有区別ノ際無謂官林ニ編入セラレ人民不入地トナリタレ共、其小屋ノ如キハ依然トシテ十余戸軒ヲ並ヘテ今猶存在セシ場所等始、実地ニ就キテ見ル時ハ伐木採薪下草笹蒬株或ハ切畑等自由ニ為シ来レル形跡有之、其習慣ハ隣村ノ公知スル場所ニ有之候

(後略)

奈川村

現今官林之内

一字黒川

右ハ従前ノ明山ニシテ停止木ヲ除クノ外人民自由ニ進退シ、杣木挽等ノ小屋跡等ノ小屋跡又切畑ヲ作りタル場所其形跡存在シ明瞭ナリ

(後略)

切畑作付地も年貢木伐採地のように明山入会地であった。しかし種下し連作期間は三年程度と短いのに、休作期間は数十年間と長く、同じ場所で作付するのは、領民一世代中二回が限度だった。しかも仕付に際しては同一の場所でも役所へ届出、見分と許可を要した。しかし領民にとつては疎遠で複雑な切畑利用よりも、日常の採草・採薪で入山した実績から一般の芝山感覚が培われ、明山入会権の確信を抱いたとも推察される。

#### 四 御免(白)木と明山

(一) 御免木と切替金

近世の木曾山林政史における御免(白)木の位置づけを、次の史料からみていこう。

題欠<sup>(21)</sup>

木曾之儀往古者御菓山之外惣明山ニ而、御年貢樽木貳拾六万八千五百五拾八挺、土居木四千三百五拾貳駄上納仕、其余拙者御免木五千駄谷中御免木六千駄、家作木等も惣明山何方ニ而も勝手次第第二伐出切畑等も為致候様、本多佐渡守大久保十兵衛より被申聞百姓渡世営来候(中略)<sup>(老中正信)</sup><sup>(代官松玄)</sup>  
御免木之儀も延宝四辰年六千駄之内三千駄者岡付ニ而出し、三千駄者白木ニ而出し来候処、奈良井宿敷原宿福嶋宿之内八沢町右三ヶ所嵌桶木茸板柿板等出し来候処細工品計ニ相成、近年細工木仕出候営者雑用銀

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

差上候儀ニ候

(寛政九巳年)

(尾張御役所)

御免木制度の始源は、徳川氏木曾領編入時の木曾代官山村甚兵衛家へ知行録米の他に役料として認めた拙者御免木である<sup>(22)</sup>。一方の谷中御免木は木曾谷領民の生業助成として、白木原木の樽・板子・角丸太等六、〇〇〇駄の伐運の特許である。

乍恐奉願口上覽<sup>(23)</sup>

一 当村御百姓茶塩之賄ニ白木取候場所、去卯年御願申上瀧越山本谷筋ニ而仕出来り候得共、右山木種尽申候間此度瀧越山之内白川入川之内者白地沢今白川渡之川東、白川渡今奥者不残明御山内ニ而白木類仕出申度奉願候、右之場所御見分之上御免被下候様奉願上候、尤白木員数并人数書上仕候様ニと御儀ニ御座候得共当村御百姓共之儀者、田畑作り付耕作之手返ニ五日十日程罷越、或者御注文御山方江等右御山相済候得共白木取ニ来候振合ニ御座候故、人数極り無御座候、木数共ニ積り難成御座候間御考弁被遊被下右之場所御免被下候様ニ奉願上候、右之通白木取候場所御免被下置候ハ、難有可奉存候 以 上

明和四年亥七月

王瀧村庄屋

彦 八 印

木曾御材木方

組頭

忠左衛門 印

御役所

(後略)

御免木の伐出地はここでもやはり明山であり、そして村方から御役所へ伐出の許可を申請している。これは明山の山林が村方の所有でないばかりでなく、明山が入会地ではあっても、一村の入会地でないことも示してい

る点は重要である。もう一件建築用材調達の場合をみよう。

乍恐奉願口上之覚<sup>(24)</sup>

当村組頭勘右衛門居屋敷字かみ田と申所、間口六間裏行五間之居宅ニ而御座候所、去寅七月焼失仕只今ニ而者少々小屋かけニ住居仕罷在候得共、小屋懸ケニ而者諸事不勝手ニ御座候ニ付此度御願申候者、少々往還筋江引寄七字同かみ田と申内中田壹畝五歩之場所江右之間敷ニ取建申度奉存候ニ付、木道具共ニ乍恐左ニ書付御願申上候  
立木御預林ニ而

一三 本 縦梅 長式間半 五寸 六寸角

右同断

一五 本 縦梅 長式間 末口五寸丸太

桧樫根木古木ニ而

一八 本 長式間 四寸角

右者伊那川明御山之内ニ而

右御願申上候通以御慈悲を被為仰付被下置候ハ、難有可奉存候以上

寛延元年辰九月

御奉行所

願 主助右衛門

領民居宅の建築材調達にあたり、「明御山」内御預林から伐出すことの願

書である。明山は御山であり、その林は御預りなので伐出も御願したところ

に、入会地でも百姓林とは異なる明山の姿が推察されるのでなかろうか。

一方御免白木は木製細工品の原木としても伐出された。細工品には椀・

盆・木櫛・桧笠・木履・漆器曲物等多種に及ぶが、用途が広い桶木伐出に

ついて田立村の場合を次にみよう。

乍恐奉願口上覚<sup>(25)</sup>

(前略)

惣桶数ノ九百九拾式数

内

水桶 ノ百廿式数

但 長 貳尺貳寸 差渡 貳尺貳寸

手桶 ノ百廿五荷

但 長 壹尺八寸 手長 壹尺八寸

角桶 ノ式荷

但 長 壹尺六寸 差渡 壹尺三寸

片手桶 ノ百廿五数

但 長 九寸 手長 貳尺六寸

手水桶 ノ五数

但 長 壹尺 式 差渡 壹

風呂桶 ノ式数

但 長 貳尺五寸 差渡 貳尺三寸

味噌桶 ノ四数

但 長 貳尺五寸 差渡 貳尺五寸

飯櫃 ノ九数

但 長 八寸 差渡 壹尺五寸

米櫃 ノ式数

但 長 壹尺貳寸 差渡 貳尺

漬物桶 ノ五数

但 長 壹尺五寸 差渡 貳尺

椀 ノ四数

但 長 四寸 差渡 壹尺貳寸

盥 ノ四数

但 長 七寸 足長 壹尺八寸

味噌蒸桶 ノ五数

但 長 三尺五寸 差渡 三尺五寸

馬盥 ノ壹数

但 長 三尺貳寸 差渡 三尺

溜桶 ノ式百壹数

但 長 三尺 差渡 三尺

天秤桶ノ百廿五荷

但 長 老尺六寸  
差渡 老尺三寸  
手長 式尺

右者村方御百姓共所持之桶類年久敷取用候間朽腐用立兼候付、恐多御願ニ者御座候得共昨亥年当子年兩年柿其岩倉御山ニ而御材木御伐出得、末木ニ而來早春雪消次第頂戴仕度奉願上候、尤桶類前願之通木銘奉書上候間格別之御憐愍を以願之通御免之義下置候様、偏ニ奉願上候以上  
元治元年子十二月 田立村

御奉行所

庄屋 森謙左衛門  
組頭 小右衛門

(後略)

史料中の棟(はんぞう)は挿柄の付いた水瓶や小盥のことで、願文中の末木は木の末の部分で円木に作られ、木の根方の根木に対する呼称である。桶木原木の伐出地柿其村岩倉御山は明山なので、田立村をあげて採材を懇願する形をとり、村内で生活用品に加工された。その一方本章初めにふれたように木曾往還沿いの奈良井・葦原・福嶋宿八沢では、木櫛等の營業化が進み雜用銀が課される所も出現した。

乍恐奉願上候御事<sup>(26)</sup>

(裏木曾ケ村ノ内)  
付知村東股入平岩分五長地迄加子母村西股入定峠分日用小屋迄  
(一經節) 長四寸五分 志籠五百枚入  
一かつふし櫛木 幅式寸五分 但志籠四籠ニ付  
厚五分  
志籠ニ付御運上銀式匁

(中略)

右之通御運上被召上仕出方被仰付被下置様奉願上候、尤五六ヶ年以前者付知村杣頭茂助加子母村百姓佐衛門仕候振合ニ被仰付被下置(中略)御改之義者、御運上御上納仕、荷物拂場之義者木曾福嶋葦原江相送り

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

売払申度願上相叶候

文化六年  
巳五月

濃州恵那郡付知村

木曾御材木方御役所

伝九郎 印

しかし山林資源の減耗は進行し尽山化が現実化した。かくて藩庁は御免木の採伐特許を停止し、その分代金の支給に替えこれを切替金と呼んだ。そこに至るまでには種々あったようだが、次の史料をあげておこう。

覚<sup>(28)</sup>

一金百両

是者谷中三拾壹ヶ村切替三千駄分代金前々之通被下置

候旨当酉四月被仰出村々割付左ニ記ス

銀ノ六貫目

但三千駄ニ割志駄ニ付銀式匁宛

(中略)

享保十四年酉十二月廿一日

切替金への変更が享保十四年だったのかは、この史料中に「前々之通被下置候」とあるので、もっと早かった可能性がある。かくて川下ヶ御免白木三千駄は志駄ニ付銀式匁の割合で金百両に替わった。では残りの三千駄はどうなったのか。

奉請取御金之事<sup>(29)</sup>

一文金百三拾壹両三分同銀拾匁五分

但銀兩替六拾匁

右者谷中三拾壹ヶ村江毎歳被下置候御免岡付荷物三千駄之内八百七拾九駄半、来子年分爲代銀右之通此度御渡被下置奉請取候、村々小割帳面差上置候通夫々ニ配当仕奉頂戴候、爲其如此御座候以上

明和四年亥十一月

御奉行所

この史料も「毎歳被下置候」とあり、御免木岡付荷物切替金への変更時期は明和四年よりも早かったと考えられる。例えば徳川義親氏が著書<sup>30)</sup>で使用された概ね同じ内容の史料年号は延享二年になっている。何れにせよ享保以後、岡付御免白木三、〇〇〇駄の内八七九駄半が壺駄につき文銀九匁の割合で文金百三拾壹両に替わった。「表3」は木曾谷各村への両切替金割付高を記した史料<sup>31)</sup>を整理したものである。

かくして木年貢と下用米であれ、御免白木と切替金であれ、いずれも山林資源の不安定性を補償し民生を助成する機能を果たしてきたのであり、その機構の基に明山の存在があった。そしてこの機構の運営に係わったのは村々ではなく、より大きな奉行所の存在となれば明山には藩の力を見ることになる。ところで当時は岡付荷物すなわち陸上交通は、沿海・河川の舟運を除けばその主力は馬が担うことになり、次はその問題に入る。

(二) 木曾毛付馬と毛付代米

木曾山の特産物中で林業以外のものに、いわゆる木曾馬と呼ばれる毛付馬がある。良質の種馬を導入して馬匹飼育業の発展を企図したものが、その産地の基盤も明山だった。その導入をみよう。

毛附馬之事<sup>32)</sup>

慶長年中福嶋(宿)<sup>(代官)</sup>山村道祐様奥州各種馬御買入相成、左之十五ヶ村迄御預ケ相成候得、依而毎年駒当歳出来候節者年々五月母馬并当歳(駒)毛色飼主名前帳面ニ仕立、山村様御用人様江庄屋組頭調印ニ而御届申候上、同月御請人之内ニ而年々御兩人外ニ当歳寸改として御馬屋老人

都合三人宛御廻村相成、村中駒当歳差出分者母子共庄屋宅江引寄せ御改相成、其節駒当歳寸尺并母子毛色飼主名前共可被御控相成候、翌年度半夏生<sup>(七月初)</sup>三福嶋江引出式歳駒山村様御屋敷御門中ニ而、御年寄御用達御用人御勘定所御物頭右五役人御立会ニ而御改相成、上馬之分者多り毛不切飼主方へ御預ケ相成、下馬之分者多り毛切勝手次第何方へ売拂候而も不苦筈ニ候

又翌年右御当駒三歳ニ相成候、又々上馬中馬と二種ニ分ケ、其年ニより山村殿様御大殿中殿若殿御三人差出候年者御馬と称し上馬三疋御取被成、殿様御式人之時者上馬二疋御取被成候、又中馬之分者御年寄初御用達所御勘定所御用人御物頭右五役人之人数丈ケ御取被成候、御馬之分者老疋ニ付代金壺両宛、中馬之分者老疋ニ付三分宛先年々金高御定ニ而被下候、八月三日中見と唱其節諸国馬喰江御取上ケ相成候、御馬中馬其時相場を以御拂相成候故、御馬之分者其年ニより残来り御乗馬之仕合候事もいたし候、中馬之分者不残中見之節御拂相成候

毛場村々如左之

藪原在郷	上萩曾村	菅	村	宮越村
原野村	上田村	黒川村	末川村	
西野村	黒沢村	王瀧村	三尾村	
岩郷村	福嶋村	上松村		

又十五ヶ村 是を毛場村と云也

<sup>(貼紙)</sup>〔毛場十五ヶ村〕右種馬御願候故哉、毛場十五ヶ村毎年年毛付之勘定と申上納米差上候、王瀧村毎年年米十一石宛納来り候  
<sup>(貼紙)</sup>〔毛はずれ村〕右之外村ニ者毛はずれ村と申、山村様ニ而少も御納無之、先年々勝手ニ売拂いたし来り候、王瀧村ニ而も瀧越者毛はずれ村ニ而い



〔表3〕延享2年 木曾谷江下付の白木伐出御免高と以後の切替代金村別内訳

村名	川下ヶ白木			岡付白木			切替金合計	
	御免高	切替金		御免高	切替金		両分	匁分
	駄分	両分	匁分	駄分	両分	匁分		
費川村	193.2	6.1	11.4	46.	6.3	9.	13.1	5.4
奈川村	133.9	4.1	12.8	37.	5.2	3.	10.	8
萩曾村	58.3	1.3	11.6	16.	2.1	9.	4.1	5.6
藪原在郷	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
菅村	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
宮越村在郷共	133.9	4.1	12.8	37.	5.3	3.	10.	8
原野村	50.1	1.2	10.2	14.	2.	6.	3.3	1.2
上田村	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
黒川村	50.1	1.2	10.2	14.	2.	6.	3.3	1.2
末川村	125.2	4.	10.4	34.5	5.	10.5	9.1	9.9
西野村	125.2	4.	10.4	34.5	5.	10.5	9.1	9.9
黒沢村	167.6	5.2	5.2	46.	6.3	9.	12.1	14.2
王瀧村	133.9	4.1	12.8	37.	5.2	3.	10.	8.
三尾村	83.8	2.3	2.6	23.	3.1	12.	6.	14.6
岩郷村	125.2	4.	10.4	34.5	5.	10.5	9.1	5.9
福嶋村	167.6	5.2	5.2	46.	6.3	9.	12.1	14.2
上松村	200.8	6.2	11.6	68.5	10.1	1.5	16.3	13.1
萩原村	83.8	2.3	2.6	23.	3.1	12.	6.	14.6
須原村	83.8	2.3	2.6	23.	3.1	12.	6.	14.6
殿村在郷共	117.	3.3	9.	32.5	4.3	7.5	8.3	1.5
長野村	100.7	3.1	6.4	27.5	4.	7.5	7.1	13.9
野尻村在郷共	142.1	4.2	14.2	39.	5.3	6.	10.2	5.2
与川村	58.3	1.3	11.6	16.	2.1	9.	4.1	5.6
柿其村	21.5	2	13.					
三留野村在郷共	92.	3.	4.	25.	3.3		6.3	4.
妻籠村	92.	3.	4.	25.	3.3		6.3	4.
蘭村	43.4	1.1	11.8	65.	9.3		11.	11.8
馬籠村	159.5	5.1	4.	44.	6.2	6.	11.3	10.
湯舟沢村	33.2	1.	6.4	9.5	1.1	10.5	2.2	1.9
山口村	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
田立村	58.3	1.3	11.6	16.	2.1	9.	4.1	5.6
(合計)	3000.	100.2	30.	879.5	131.3	2.	232.1	32.

出所史料「延享2年 年々川下ヶ岡付両御切替金頂戴村々小割」(徳川林政史研究所所蔵)

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

たし候、何連先年右十五ヶ村江山村様ニ而種馬を御預ケ相成候事も相見申候、御用人様木曾谷御支配申右之仕来ニ而御座候

なお本史料で説明不足の部分の一部に重複もあるが次の史料で補充しておきたい。

(貼紙)

(題欠)<sup>(33)</sup>

毛付代米拾壹石宛上納之訳者、慶長年中福嶋山村道祐公奥州の種母馬御買入相成、木曾谷村之内能キ場所十ヶ村江御貸付相成、当歳(駒)出来之上極上等之類者殿様御老人ニ付御馬トシテ壹疋、尤大殿様殿様若殿様御三方之節者御馬三疋、御式人之節者式疋宛、其外中馬と申上、駒出来之分者御年寄御用達御勘定役御用人御物頭迄諸役人衆何人ニ申候而も、老人江壹疋宛御改之上御取上ケ相成、福嶋迄引出し入用として御馬一疋ニ付金壹両宛、中馬一疋ニ付金三分式朱宛飼主江被下候、<sup>(雌馬)</sup>女当歳并駒当歳ニ而も悪敷当歳者飼主江被下候、右其付代米者種馬御預り女当歳并悪敷駒当歳飼主江被下候代米と相見申候

毛付母(馬)の起源は、代官山村氏が種馬を東北地方から導入し木曾谷村々へ貸付、代りに「毛付之勘定(毛付物成 上納米)」を納入させたことによる。王瀧村の場合は毎年十一石だった。御年貢木の場合は土居を納入した村中へ年貢木換算代米の下用米を支給したことは先述した。そして今回も納入した種馬拝借代たる毛付代米が下用米よろしく村中へ支給されたことは、史料前掲(11)中の末尾に「拾壹石 毛付代米」として記されていることとわかる。

史料(32)中にある各村の駒当歳・母馬調帳とはどんなものか、一例を次に示す。

安政三年	駒当歳内調覚	王瀧村 <sup>(34)</sup>
一瓦毛	母同毛	上条
一栗毛	母青毛	松原彦八
一黒鹿毛	母鹿毛	同人
一栗毛	母鹿毛	彦三郎
一青毛	母同毛	彦右衛門
一鹿毛	母同毛	惣 八
一黒芦毛	母芦毛	善右衛門
一青毛	母同毛	金左衛門
一黒鹿毛	母青毛	孫 八
一青毛	母同毛	半左衛門
一青毛	母同毛	次郎吉
一青毛	母同毛	長 吉

(中略)

六拾式疋  
差上申一札之事

一当村御毛付駒御帳面ニ相記申上候通何疋之外、壹疋も村中ニ当歳無御座候、若隠置後日ニ相知申候ハ、何分之越度ニも可被仰付候、勿論何方江も一切売拂申間敷候御事

一前々被仰付候通駒出来申候得者、母馬之毛色共々御帳面ニ相記申候得共、罷当歳様者若御百姓之手前ニ而同毛之類ニ引替申儀可有御座候間、彌入念左様成儀吟味可仕旨被仰付奉畏候御事

一御毛付三歳ニ罷成福嶋江引出不申内者、内證ニ而売拂候儀縦令持主頼り置候共相对之儀、堅仕間敷旨被仰付奉畏候御事

右之通相違無御座候、若相背候ハ、当人者不及申ニ庄屋組頭迄何分之越度ニも可被仰付候、為其一札差上申処如件

御用人衆様

王瀧村庄屋

御奉行所

組頭 連印

これによると毛付馬は「留馬」で飼主が勝手に販売することを禁じたばかりでなく、無届の飼育も禁じた。駒は二歳と三歳の夏に二度、福島奉行所で検査があり、極上の御馬(上馬)か良馬(中馬)に判定されると御用買上になるが、これ以外の駒(下馬)は飼主の自由となり、木曾福島の馬市で馬喰を通じて販売されたが、後に再論する。留馬制はまた徴税だけが目的でなく、当時すでに飼育環境は「秣場は元来御材木御山後ニ而、草山せまく飼馬の飼草無御座難義仕程ニ御座候」とあり、飼育数の野放図は将来の飼葉不足が懸念されることも意味していた。一般に秣場と呼ばれる飼葉山・刈干し山は、木曾では俗にカッパ山とも呼び、その広さで飼馬数がきまり、また飼馬数で耕地の広さがきまるともいわれた。そしてカッパ山の主な場所はやはり明山だった。

木曾山林字限旧慣取調書<sup>(36)</sup>

野尻村

現今官林之内

一字ニガ溝

右ハ従前明山ニシテ村民一同入会雑木下草等自由ニ伐採シ、且ツ嘉

永年間為取替規定書有之候

一字侍寺

右ハ従前明山ニシテ書類ハ無之雖モ実地ニ就テ見レハ、伐木採薪炭

焼放馬等人民自由ニ為シ来レル形跡有之候

尾張藩領木曾山における山林野入会地の用益形態

山口村

現今官林之内

一字賤母

右ハ従前之明山ニシテ五種ノ停止木ヲ除クノ外、村民一同自由入会シ雑木下草笹苜放馬等勝手次第第二成シ来レリ、書類ハ無之ト雖モ其旧慣ノ如キハ隣村公衆之熟知スル所ニ有之候

(後略)

殿村

現今官林之内

一字楽師ヶ沢

一字一ノ沢

一字二ノ沢

一字木賊

右ハ従前ノ明山ニシテ書類ハ無之ト雖モ五種ノ停止木ヲ除ク外、雑木下草笹苜等人民自由ニ為シ来レル場所ニシテ、其慣習ハ隣村公衆ノ熟知スル所ニ御座候

(後略)

神坂村(旧馬籠村)

現今官林之内

一字ヌル川

右ハ従前ノ明山ニシテ書類ハ無之ト雖モ五種ノ停止木ヲ除ク之外、雑木下草等人民自由進退之場所タル事ハ隣村公衆ノ熟知スル所ニシテ、且形跡ハ実地ニ就テ見レハ判然タリ

(後略)

明山には飼葉用の採草地・放牧地の他にも堆肥用採草地の用途があった。この内の堆肥用地と採薪地は、年貢木伐採地・切畑切替地のようにな貢木と切畑の時代が終っても、金肥や化石燃料が普及する二〇世紀まで用途を失わず、農民生活との関係を持続したことも、その後新たな旧明山に官有林入山問題を発生させることになった。

本章最後に、紙数の都合もあるので当地の産馬数は一瞥に止めると、嘉永七年に馬喰入屋甚兵衛・穀屋喜兵衛・丸屋藤左衛門の三人が一三一疋の馬を四〇三兩三分で買った記録<sup>(37)</sup>、元治元年に馬喰米久が八五疋の馬を七七一兩二朱で買った記録<sup>(38)</sup>、慶応三年に先の馬喰入屋・穀屋・丸屋の三人が一五八疋の馬を一、五〇一兩二分一朱、他に同三人が六〇四疋の馬を買った(金額不明)記録等<sup>(39)</sup>がある。なお江戸時代末期木曾谷の木曾馬飼育頭数六、〇〇〇頭という推計値も一説としてある。<sup>(40)</sup>

### 五 結語―用益権入会慣行と地租改正―

これまで木曾山における近世の山林と領民の関係についてみてきたが、明治六年の地租改正条例布告に伴い明治九年より十四年にわたる山林原野官民有区分調査で、旧来の広大な明山は官有地に指定され、以後旧領民に農民は入山を禁じられて困窮した。町田正三氏作成の「表4」等によると、官有地三四万八千町歩の内旧留山・巢山だった七万六千町歩以外の二七万二千町歩が旧明山であり、明治二二年に官有地はさらに御料林に編入された。官民有区分事業後の御料林に官林と旧明山の事態については、二、四章でも前掲(9)から各所で引用例示した。官有地移管当時農民は、

旧明山の民有地移管請願陳情を明治三二年迄続けるのだが、この旧明山民有地再調査請願の論旨には法理上の妥当性があると農民側は主張してゐるで、その要点をや、長文になるが次に示そう。

木曾谷山地官民有区別ノ儀ニ付御再調請願書<sup>(43)</sup>

長野県信濃国西筑摩郡

贅川村(以下二二カ村名略)

右村々従前明山ト称シタル山地官民有区別御再調ノ儀、請願ノ主意ヲ左ニ陳述シ御本省へ奉懇願候

当木曾谷ノ儀ハ人々山ニ頼テ樵務ヲ專業トシ、傍ラ全山中随所ニ切畑焼畑ヲ開キ稗蕎麥等ノ雜穀ヲ植ヘ或ハ馬ヲ山林ニ放牧シ、米千六百八十二石五斗五合ノ定免取年貢、及桧樽(丸太ノ四ツ割)二十六万八千五百五十八

〔表4〕 御料林総反別中旧明山の割合(明治37年以降)

村名	御料林総反別(a)	旧明山反別(b)	b/a × 100 %	旧留山		旧巢山	
				町	町	町	町
橋川	40,291	38,155	95	—	2,136	—	—
木祖	16,477	9,177	56	7,000	300	—	—
奈川	6,317	6,001	95	308	6	—	—
日義	6,054	3,057	50	2,976	20	—	—
福島	2,844	2,829	99	—	14	—	—
新開	12,351	12,283	99	30	38	—	—
開田	6,253	6,229	100	—	24	—	—
三岳	6,706	6,686	100	—	20	—	—
王瀧	134,276	118,776	88	15,000	500	—	—
駒ヶ根	30,811	9,917	32	17,437	3,454	—	—
大桑	28,507	17,367	61	21,080	60	—	—
読書	33,777	31,981	95	—	1,795	—	—
吾妻	6,833	6,435	94	258	140	—	—
神坂	5,341	2,259	42	2,031	1,050	—	—
山口	137	0	0	40	97	—	—
田立	1,582	1,051	66	520	10	—	—
計	348,565	272,213	78	66,682	9,669	—	—

出所 註(42) 町田正三『木曾御料林事件』26頁所収。

挺、土居(屋根板)四千三百五十二駄ノ木租ヲ貢納スル以上ハ、木曾谷ノ山地全部総テ高内ニシテ一般人民カ伐木ト開墾トヲ自由ニ為シ来リシコト明瞭ナリ(中略)

然ルニ寛文年間ニ至リ山木保存ノ為メ留山ノ制ヲ設ケラレ、貞享年間更ニ巢山ヲシテ人民不入ノ山林トセラレタリ、然リト雖モ此巢山留山ノ外ハ総テ明山ト称シ、依然其伐木ト開墾トハ人民自由ニ為シ来レリ、以来宝永貞享年間又明山ノ内ハ勿論一己人民私有ノ耕地地ニ於テモ、松樅榎明松鼠子ノ五木伐採ヲ停止セラレタルモ、人民需要ニ欠クヘカラサルモノハ御免白木ト唱ヒ桶木及松物細工木或ハ道路橋梁等ノ土地ニ必用ナルモノ、及下草ヲ伐苻スルト切畑焼畑等ヲ開墾スルトノ權ハ依然トシテ人民自由ニ附セラレ(中略)郷村之者入会草苻並放馬其勝手次第可為旨可申渡候、是又人民所屬ノ山地タル事ヲ認可セラレアルヲ見ルヘシ、銘々一統入会焼場所ニ御定山地ニ於テ焼畑セラレアルヲ見ル、之レ山地ニ於テ切畑ヲ開クハ人民ノ自由タルヲ見ルヘシ、右何レモ旧領主ニ於テ公認セラレ、斯ノ如ク明山ト称スル場所ニ於テハ其停止木ヲ除クノ外民有ノ取扱振ニ屬シアル事ハ、是レ木曾谷山地維新以前迄ノ沿革ナリ(中略)

然ルニ廢藩以後明治六・七年ノ間ニ至リ木曾谷山地官民有區別御調査ニ会シ、従前ノ慣行ニ係ハラス停止木在ル地ハ悉ク官有タルヘキ旨口達セラレシヨリ、人民一同驚愕シ古来ノ沿革ヲ陳述シ精密ノ御調査ヲ請願スルモ採用ナラス、其大体ヲ約言スレハ木曾谷一円総反別三拾八万八千九拾四町ノ内ニテ、民有タルモノ反別四万五千六百五拾貳町アルノミニシテ、其ノ他ハ悉ク官有地ト為レルヲ以テ困難ナラサルナク、耕地ハ必ス其近傍ヨリ肥料ヲ取入レサルヲ得サルニ接地皆官有地

タルノ所アリ、寒地必要ノ薪炭瘦土培養ノ草木ニ於ル日々困難ノ情実枚挙ニ遑アラス、斯ノ如キ為体ニ立至リシ由来スル所ヲ推スニ、当時實地ノ景況ヲ問ハス独リ其停止木ノ生立アル其地ヲ官有ナリトシテ今日人民ノ困苦全ク之ニ根拠スル所ナリ(中略)

抑明治聖世恩沢ノ洪大ナルヤ明治五年ノ御布告ヲ以テ人民地所永代売買所持スル事ヲ許サレ、地券ヲ発行シ人民地所々有ノ權ヲ確認セラル、尋テ明治六年御布告ヲ以テ地租改正御出サレ賦ニ厚薄ノ幣ナカラシメン事ヲ要セラル、又明治七年及明治八年御達ヲ以テ官民區別ヲ確定セラレ(中略)其木曾谷諸村明山ノ儀ハ官有ト定メタルモノナレハ、何卒今回特別寛大ノ御沙汰ヲ以テ御成規ニ照サセラレ再調査ノ上、古來人民自由ノ場所ハ更ニ民有ニ御引直シアラセラレン事ヲ、コレ今回請願シ上ル所ノ意トス、此段誠恐誠懼謹テ奉懇願候以上

長野県西筑摩郡贄川村始廿三ヶ村総代

同県同郡読書村平民 勝野正司 ㊦

同 右 吾妻村平民 島崎平助 ㊦

明治十四年七月廿三日

農商務省山林局木曾出張所

御中

しかし木曾旧領民の願いも空しく、旧明山官有化の撤回が叶うことはなかった。山林局や御料局側は旧領民の主張を誤解と断じ、政府からの同意を得ることはできなかった。例えば御料局の立場は「古來木曾谷山林ヲ所有セルハ領主ノ外ニ之ヲ見出サル、ニ依リ、純然タル私有ハ三種ノ私有林(古山・享保度林・新立林)ヲ認メラレタルノミ、是故ニ民有林トシテ古來ノ所有權ヲ主張シ或ハ沿革ヲ援用スルモノハ悉ク邪説ニ屬セスンハ、則チ沿

革ノ真相ヲ誤解セルモノタルヲ知ル」と述べている。それでは何が誤解で、どうあるのが妥当なのか考えよう。

抑木曾山は尾張藩領であり、山国のため定免取米は少ないが山林資源が高い価値をもたらしてきた。木曾の山林は当時約三万八千歩だったのに対し民有林は三万町歩にすぎず、大部分が御山・明山と呼ばれる藩有林だった。材木伐出は藩直営の御用仕出、入札による材木商等の手になる手前金仕出によって行われ、領民に対しては木租(年貢木・御役木と呼ばれた)が課されたが伐出する場所は明山だった。しかし開発が進むと尾張藩は山林保護のため寛文年間に留山、貞享年間に巢山の制を設けて領民の入山を禁じた。留山・巢山の御山は七万六千町歩で、残余の二七万町歩余が明山と呼ばれ領民は不入の制から免れた。一方資源保護のため人気の高い松を始め榎・榎・明松・鼠子の五木を享保年間までに順次全山で伐採禁止(停止木という)に指定した。しかし特に需要度の高いものは御免(巨木と称して、年間六千駄分の伐採を許可した。例えば桶・櫛・盆・椀・漆塗曲物・木履・松笠等細工物の原木や道路橋梁材・建築資材で、これも明山から伐出された。明山はこの他にも切畑焼畑の切替(開墾)地、採薪炭地、毛付馬用飼葉の秣場・放牧地、耕地用堆肥の採草地等領民生活と深い関係にあった。

それではここで、さきに掲げた「官民有区別ノ儀御再調請願書」中の文章の順序を一部並べ替えてみよう。「明山ニ於テ停止木ヲ除ク外一切ノ樹木及山地共悉皆民有ノ取扱ニ属シアルコト昭々ナリ」とし、「一般ノ木草伐蒔ト切畑ノ開墾トハ人民自由ニシテ」「何レモ旧領主ニ於テ公認セラレ」「木曾谷諸村明山ノ儀ハ古来ノ沿革ニアリテモ村民ニ属セラルヘキモノニシテ」「民有ヲ離ルヘカラサルモノ之レアリ」となり、どこで誤解が生じたかが見えてくる。

明山は藩領だから、民有林即ち私有地であり得ない。その根拠に近世は高請地(年貢地)は、田畑永代売買書入、分割相続譲渡、田畑勝手は何れも禁止された。すなわち自由処分の特権が欠如している状態は法的に占有の意味は何か。それは藩による用益権慣行の保証だった。

では用益権の実際を伐木や開墾からみよう。伐木の一つ木年貢の伐出は第二章によると、各村への割当量と村内各戸への割当量ともに均分化を原則にしている。切畑の場合も開墾申請者は「村中」(郷中)で、奉行所の見分を受け認可を得ることが必要である。御免木は必要先へ定量が配分された。そして年貢木制は上納者へ下用米が下付されたが、これは扶持米とも呼ばれるように柚務・川狩人への給米であり仕出代の下付ともみられ、年貢木制度は藩宮の木材仕出業務の側面を有していた。御免木制は資源問題から近世後半に廃止されるが、原木支給者へ補償として切替金が下付された。

こうみてくると明山は、旧領民が主張するような銘々が入山自由の百姓林(民有地)というよりも、かなり管理された場所だったと推測される。それは木年貢制の場合は貢租負担の均分化であり、切畑制では山焼等共同作業や芝山と焼畑の輪作で銘々の占有権特定が不可能で、生産条件の均分化が迫りついた村請の用益権入会慣行地とみたらどうだろう。これと共通性がある農法の割地慣行制度も、この範疇と考えられよう。本論にもどり、この場合の用益権は「村中」にあっても各人の持分は無く、しかし各人は用益に対する収益を取得し、各人は用益の管理に参画するが「村中」の規制を受ける。近世の將軍と領主は、知行地を領有し年貢諸役を賦課するが自らは直接用益せずに、領民の用益を承認するのが慣例だったが、こうし

た例は全国的にみても珍しくなかった。<sup>(48)</sup>そして現地では年貢徴収等管理事務の下請、杣務め・川狩や切畑開墾の共同作業等の利益にあたるので「村中」の存在が常態化し、本来は藩有地村請のところを、「村中」の山林すなわち民有林地」との誤解が生ずるに至ったと推測される。

一方明治の政変で幕藩体制は終焉し、大政奉還・版籍奉還により幕藩領地は国家へ返納され官有地になった。新政府は財政・租税制度改革の一環として地租改正政策を実施し、地価調査・地券交付・定率課税を前提として、地租の金納を義務づけた。しかしこの一連の政策には新政府が進める土地の私的所有権とその不可侵の原則に対し、返納された領地すなわち国土の管理権が「王土」に回帰する王政復古論では、初めから矛盾が生ずることは想定された。かつて領主制下でみられた明山内の用益権慣行は、新管轄者たる帝国政府と皇室財産創設論で登場した御料林制によって没収されたばかりか、町地の沽券並みに農林地にも地券を交付し、官林伐出材や細工品原木は入札により拂下げるの制度に切替わった。

しかしたとえ旧御山・明山の山林資源がこの様な形で一般平民に解放されたとしても、それは平民が経済力を有し落札できてこそその話で、官林時代・御料林時代(明治廿二年以後)の官行伐採(木材)・慣行特売(原木白木)の入札に参加できたのは、軍需・公共等の特定機関や名古屋等都市の材木商達であった。<sup>(49)</sup>

かくて明山の官有化がたとえ法的には合法であれ新政府のとった政策は、旧領民⇨農民用益権入会慣行の実態捨象という瑕疵を生じ、ここに此問題発生の原点がある。<sup>(50)</sup>こうした背景には、近代化への急接近を余儀なくされた政府と当時の社会状況も推察されるが、一方では日本人の先祖達が入会権慣行の知恵を持っていたことを想起するのも難くない。幕末から明

治改革の時期は、日本における近代化の歴史的時代だが、焦燥する新政府の施策強行は、前稿で示した小農型経済と殖産興業において、やがて富国強兵への転回を、<sup>(52)</sup>そして本稿では幕藩領山林野と領民用益権入会慣行が、その後の官林化⇨国家による困い込みと慣行廃止は王政(公地⇨王土)復古に通じ、ともに明治改革の性格が透けてみえる気がするのだが、これも誤解であろうか。

#### 註

- (1) 「王瀧村古事書上 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「王瀧村古事記」。
- (2) 「松原諸事書留 王瀧村庄屋松原彦八」(徳川林政史研究所蔵)中の「木曾谷中御年貢高」。
- (3) 前掲(2)中の「享保九辰年己前役人高之事」。
- (4) 「元禄三年 諸事御法度御役木割符王瀧郷中書上」(徳川林政史研究所蔵)中の「午年御役木わり付覚」。
- (5) 「貞享三年寅八月 岩郷村中御役木高控帳之覚」(徳川林政史研究所蔵)。
- (6) 前掲(2)中の「題欠」。
- (7) 「明治三十三年 御料局名古屋支庁 御料林論 付飛州及恵那山御料林 山広居稿 謄写本」(徳川林政史研究所蔵)二九頁。
- (8) 「享保九年 宝永享保度諸記録 王瀧村 松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (9) 「明治十四年 木曾山林字限旧慣取調書 全」(徳川林政史研究所蔵)。
- (10) 前掲(2)中の「土井井下用米之事」。
- (11) 前掲(10)。
- (12) 「宝永一享保 王瀧村御年貢勘定帳(一)」(徳川林政史研究所蔵)中の「享保九年 卯之年王瀧村御年貢納并拂方御勘定帳」。
- (13) 前掲(2)中の「享保九年 御年貢上納之節雜穀替米覚」。
- (14) 前掲(8)中の「切畑之儀去秋被仰出候谷中江申渡覚」。

- 前掲(7)三四頁。
- (15) 前掲(8)中の「谷中切畑之義ニ付村々江申渡覚」。
- (16) 「万延・明治 山林記録(雑) 松原重育(編)」(徳川林政史研究所蔵)中の「題欠」。
- (17) 「王瀧村切畑記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「切畑御免場所書 抜帳」。
- (18) 「享保—文化 王瀧村切畑記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「享保八年 王瀧村切畑穀物覚帳」。
- (19) 前掲(18)中の「寛保式戌年切返切畑願場所書上帳」。
- (20) 前掲(9)。
- (21) 前掲(6)。
- (22) 「寛永拾弍年 山村家材木関係書状留」(徳川林政史研究所蔵)中の「已上」。
- (23) 「松原文書 白木伐御免場所願」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (24) 「木曾古書類三」(徳川林政史研究所蔵)中の「寛延元年 家作木等願書 乍恐奉願口上之覚」。
- (25) 「元治二年 柿其岩倉御山桶木仕出願書 田立村」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (26) 「三ヶ村差出候書付」(徳川林政史研究所蔵)中の「文化六年 三ヶ村差出諸達書二」。
- (27) 前掲(2)中の「題欠」他。
- (28) 「享保十四年木曾三十一ヶ村江切替代金百兩被下置割付帳」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (29) 「明和四年 福嶋地方御役所々谷中へ頂戴仕候御免岡付荷物代金請取控 松原文書」(徳川林政史研究所蔵)中の「奉請取御金之事」。
- (30) 徳川義親「木曾山」私家版、一九一五年、一七一頁。
- (31) 前掲(2)中の「年々川下ヶ岡付両御切替金頂戴村々小割」。
- (32) 前掲(2)中の「毛付馬之事」。
- (33) 前掲(10)中の貼紙「題欠」。
- (34) 「安政三年 駒当歳内調覚 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (35) 「宝永享保度諸記録 王瀧村松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「奉願口上覚」。
- 原 貫道「木曾馬物語」私家版、一九八一年、八七—九二頁。
- (36) 前掲(9)。
- (37) 「慶応三年 毛付馬諸事留」(徳川林政史研究所蔵)中の「嘉永七年 御毛付馬売覚帳 入屋仁兵衛・穀屋喜兵衛・丸屋藤左衛門」。
- (38) 「元治元年 馬売上覚帳 米久店」(徳川林政史研究所蔵)。
- (39) 前掲(6)中の「慶応三年 御毛付馬売帳 入屋仁兵衛・穀屋喜兵衛・丸屋藤左衛門」。
- (40) 前掲(35)原 貫道「同前」、六七—六八頁。
- (41) 青木恵一郎(編)『史料木曾御料林事件交渉録』新生社、一九六八年、三四—三五頁。
- (42) 町田正三「木曾御料林事件」銀河書房、一九八二年、二六頁。
- 前掲(41)。
- 山下千一「木曾山林物語—自然環境・緑と水の保全を願って—」章文館、一九九一年。
- (43) 「明治十四年 木曾谷山地官民有区別御再調請願書 長野県西筑摩郡贄川村 始廿三箇村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (44) 前掲(7)二六〇—二六一頁。
- (45) 拙稿「近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)—信州木曾山地方と王瀧村を中心として—」(徳川林政史研究所研究紀要)第五十二号、二〇一八年、二—一五〇頁。
- (46) 木曾谷山林入会論について先駆的研究書に次がある。西川善助『林野所有の形成と村の構造—入会権の実証的研究— 増補版』御茶の水書房、一九七八年。
- (47) 奥田晴樹「地租改正と割地慣行」岩田書院、二〇一二年。
- (48) 林野庁(編)『徳川時代に於ける林野制度の概要』財林野共済会、一九五四年。
- (49) 萩野敏雄『戦前期における木曾材経済史』農林出版株式会社、一九七五年。
- (50) 北條 浩『日本近代林政史の研究』御茶の水書房、一九九四年。



(51) 古島敏雄(編)『日本林野制度の研究―共同体的林野所有を中心に―』東京大学出版会、一九五五年。

佐々木寛司『地租改正と明治維新』有志社、二〇一六年。

(52) 前掲(45)拙稿「同前(下)」(徳川林政史研究所研究紀要 第五十四号、二〇二〇年)六三―六五頁。

